

「藤枝市Uターン・地元就職応援事業」の推進に関する連携協定書

藤枝市（以下「甲」という。）と藤枝商工会議所（以下「乙」という。）、岡部町商工会（以下「丙」という。）及び株式会社静岡銀行（以下「丁」という。）は、「藤枝市Uターン・地元就職応援事業」の推進に関する連携及び相互協力について、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 本協定は、学生の進学を応援し、かつ県内外に進学した学生の地元企業への就職と定住を促進することにより、地域経済の担い手となる人材の確保と地元企業の活性化、若者の地元定着を図ることを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲、乙、丙及び丁は、前条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携し、積極的に協力する。

- （1）地域経済及び地元企業の担い手となる人材確保の推進
- （2）雇用等に関する地元企業の情報及び学生ニーズ等の提供
- （3）雇用・就職マッチングの推進
- （4）移住及び定住の促進
- （5）その他、甲、乙、丙及び丁が有益にして必要と認めること

（連携窓口等）

第3条 甲、乙、丙及び丁は、前条各号に掲げる事項を円滑かつ効果的に推進するため、それぞれ連絡調整に関する窓口を定め、協議を行うものとする。

（協定内容の変更）

第4条 甲、乙、丙又は丁のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行う。

（秘密保持）

第5条 甲、乙、丙及び丁は、本協定に基づく活動において知りえた秘密情報について、厳に秘密を保持するとともに、協定期間中、協定期間終了後を問わず、漏洩してはならないものとする。ただし、他の協定当事者が自ら公表した場合又は第三者に対する開示について事前に他の協定当事者から文書による同意を得た場合は、この限りではない。

2 第2条の各号に定める活動の具体的な実施に関する情報の開示及び秘密の保持については、甲乙丙丁協議し、別途定めるものとする。

（期間）

第6条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲、乙、丙及び丁が書面により特段の申し出を行わないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（疑義等の決定）

第7条 本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じたときは、甲乙丙丁協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書4通を作成し、甲乙丙丁署名のうえ、各自1通を保有する。

令和 3 年 11 月 17 日

藤枝市岡出山1丁目11番1号

（甲）藤枝市
市長

北村正平

藤枝市藤枝4丁目7番16号

（乙）藤枝商工会議所
会頭

山田壽久

藤枝市岡部町岡部6番地の1

（丙）岡部町商工会
会長

鈴木秀樹

静岡市葵区呉服町1丁目10番地

（丁）株式会社静岡銀行
取締役頭取

柴田久

「藤枝市Uターン・地元就職応援事業」の推進に関する連携協定書

藤枝市（以下「甲」という。）と藤枝商工会議所（以下「乙」という。）、岡部町商工会（以下「丙」という。）及びスルガ銀行株式会社（以下「丁」という。）は、「藤枝市Uターン・地元就職応援事業」の推進に関する連携及び相互協力について、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 本協定は、学生の進学を応援し、かつ県内外に進学した学生の地元企業への就職と定住を促進することにより、地域経済の担い手となる人材の確保と地元企業の活性化、若者の地元定着を図ることを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲、乙、丙及び丁は、前条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携し、積極的に協力する。

- （1）地域経済及び地元企業の担い手となる人材確保の推進
- （2）雇用等に関する地元企業の情報及び学生ニーズ等の提供
- （3）雇用・就職マッチングの推進
- （4）移住及び定住の促進
- （5）その他、甲、乙、丙及び丁が有益にして必要と認めること

（連携窓口等）

第3条 甲、乙、丙及び丁は、前条各号に掲げる事項を円滑かつ効果的に推進するため、それぞれ連絡調整に関する窓口を定め、協議を行うものとする。

（協定内容の変更）

第4条 甲、乙、丙又は丁のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行う。

（秘密保持）

第5条 甲、乙、丙及び丁は、本協定に基づく活動において知りえた秘密情報について、厳に秘密を保持するとともに、協定期間中、協定期間終了後を問わず、漏洩してはならないものとする。ただし、他の協定当事者が自ら公表した場合又は第三者に対する開示について事前に他の協定当事者から文書による同意を得た場合は、この限りではない。

2 第2条の各号に定める活動の具体的な実施に関する情報の開示及び秘密の保持については、甲乙丙丁協議し、別途定めるものとする。

（期間）

第6条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲、乙、丙及び丁が書面により特段の申し出を行わないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（疑義等の決定）

第7条 本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じたときは、甲乙丙丁協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書4通を作成し、甲乙丙丁署名のうえ、各自1通を保有する。

令和 3 年 11 月 17 日

藤枝市岡出山1丁目11番1号

（甲）藤枝市
市長

北村正平

藤枝市藤枝4丁目7番16号

（乙）藤枝商工会議所
会頭

山田壽久

藤枝市岡部町岡部6番地の1

（丙）岡部町商工会
会長

鈴木秀樹

沼津市通横町23番地

（丁）スルガ銀行株式会社
代表取締役社長

高城 行

「藤枝市Uターン・地元就職応援事業」の推進に関する連携協定書

藤枝市（以下「甲」という。）と藤枝商工会議所（以下「乙」という。）、岡部町商工会（以下「丙」という。）及び株式会社清水銀行（以下「丁」という。）は、「藤枝市Uターン・地元就職応援事業」の推進に関する連携及び相互協力について、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 本協定は、学生の進学を応援し、かつ県内外に進学した学生の地元企業への就職と定住を促進することにより、地域経済の担い手となる人材の確保と地元企業の活性化、若者の地元定着を図ることを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲、乙、丙及び丁は、前条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携し、積極的に協力する。

- （1）地域経済及び地元企業の担い手となる人材確保の推進
- （2）雇用等に関する地元企業の情報及び学生ニーズ等の提供
- （3）雇用・就職マッチングの推進
- （4）移住及び定住の促進
- （5）その他、甲、乙、丙及び丁が有益にして必要と認めること

（連携窓口等）

第3条 甲、乙、丙及び丁は、前条各号に掲げる事項を円滑かつ効果的に推進するため、それぞれ連絡調整に関する窓口を定め、協議を行うものとする。

（協定内容の変更）

第4条 甲、乙、丙又は丁のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行う。

（秘密保持）

第5条 甲、乙、丙及び丁は、本協定に基づく活動において知りえた秘密情報について、厳に秘密を保持するとともに、協定期間中、協定期間終了後を問わず、漏洩してはならないものとする。ただし、他の協定当事者が自ら公表した場合又は第三者に対する開示について事前に他の協定当事者から文書による同意を得た場合は、この限りではない。

2 第2条の各号に定める活動の具体的な実施に関する情報の開示及び秘密の保持については、甲乙丙丁協議し、別途定めるものとする。

（期間）

第6条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲、乙、丙及び丁が書面により特段の申し出を行わないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（疑義等の決定）

第7条 本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じたときは、甲乙丙丁協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書4通を作成し、甲乙丙丁署名のうえ、各自1通を保有する。

令和 3 年 11 月 17 日

藤枝市岡出山1丁目11番1号

（甲）藤枝市
市長

北村正平

藤枝市藤枝4丁目7番16号

（乙）藤枝商工会議所
会頭

山田壽久

藤枝市岡部町岡部6番地の1

（丙）岡部町商工会
会長

鈴木秀樹

静岡市清水区富士見町2番1号

（丁）株式会社清水銀行
代表取締役頭取

岩山靖光

「藤枝市Uターン・地元就職応援事業」の推進に関する連携協定書

藤枝市（以下「甲」という。）と藤枝商工会議所（以下「乙」という。）、岡部町商工会（以下「丙」という。）及びしずおか焼津信用金庫（以下「丁」という。）は、「藤枝市Uターン・地元就職応援事業」の推進に関する連携及び相互協力について、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 本協定は、学生の進学を応援し、かつ県内外に進学した学生の地元企業への就職と定住を促進することにより、地域経済の担い手となる人材の確保と地元企業の活性化、若者の地元定着を図ることを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲、乙、丙及び丁は、前条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携し、積極的に協力する。

- （1）地域経済及び地元企業の担い手となる人材確保の推進
- （2）雇用等に関する地元企業の情報及び学生ニーズ等の提供
- （3）雇用・就職マッチングの推進
- （4）移住及び定住の促進
- （5）その他、甲、乙、丙及び丁が有益にして必要と認めること

（連携窓口等）

第3条 甲、乙、丙及び丁は、前条各号に掲げる事項を円滑かつ効果的に推進するため、それぞれ連絡調整に関する窓口を定め、協議を行うものとする。

（協定内容の変更）

第4条 甲、乙、丙又は丁のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行う。

（秘密保持）

第5条 甲、乙、丙及び丁は、本協定に基づく活動において知りえた秘密情報について、厳に秘密を保持するとともに、協定期間中、協定期間終了後を問わず、漏洩してはならないものとする。ただし、他の協定当事者が自ら公表した場合又は第三者に対する開示について事前に他の協定当事者から文書による同意を得た場合は、この限りではない。

2 第2条の各号に定める活動の具体的な実施に関する情報の開示及び秘密の保持については、甲乙丙丁協議し、別途定めるものとする。

（期間）

第6条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲、乙、丙及び丁が書面により特段の申し出を行わないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（疑義等の決定）

第7条 本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じたときは、甲乙丙丁協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書4通を作成し、甲乙丙丁署名のうえ、各自1通を保有する。

令和 3 年 11 月 17 日

藤枝市岡出山1丁目11番1号

（甲）藤枝市
市長

北村正平

藤枝市藤枝4丁目7番16号

（乙）藤枝商工会議所
会頭

山田壽久

藤枝市岡部町岡部6番地の1

（丙）岡部町商工会
会長

鈴木秀樹

静岡市葵区相生町1番1号

（丁）しずおか焼津信用金庫
理事長

田形和幸

「藤枝市Uターン・地元就職応援事業」の推進に関する連携協定書

藤枝市（以下「甲」という。）と藤枝商工会議所（以下「乙」という。）、岡部町商工会（以下「丙」という。）及び静清信用金庫（以下「丁」という。）は、「藤枝市Uターン・地元就職応援事業」の推進に関する連携及び相互協力について、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 本協定は、学生の進学を応援し、かつ県内外に進学した学生の地元企業への就職と定住を促進することにより、地域経済の担い手となる人材の確保と地元企業の活性化、若者の地元定着を図ることを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲、乙、丙及び丁は、前条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携し、積極的に協力する。

- （1）地域経済及び地元企業の担い手となる人材確保の推進
- （2）雇用等に関する地元企業の情報及び学生ニーズ等の提供
- （3）雇用・就職マッチングの推進
- （4）移住及び定住の促進
- （5）その他、甲、乙、丙及び丁が有益にして必要と認めること

（連携窓口等）

第3条 甲、乙、丙及び丁は、前条各号に掲げる事項を円滑かつ効果的に推進するため、それぞれ連絡調整に関する窓口を定め、協議を行うものとする。

（協定内容の変更）

第4条 甲、乙、丙又は丁のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行う。

（秘密保持）

第5条 甲、乙、丙及び丁は、本協定に基づく活動において知りえた秘密情報について、厳に秘密を保持するとともに、協定期間中、協定期間終了後を問わず、漏洩してはならないものとする。ただし、他の協定当事者が自ら公表した場合又は第三者に対する開示について事前に他の協定当事者から文書による同意を得た場合は、この限りではない。

2 第2条の各号に定める活動の具体的な実施に関する情報の開示及び秘密の保持については、甲乙丙丁協議し、別途定めるものとする。

（期間）

第6条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲、乙、丙及び丁が書面により特段の申し出を行わないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（疑義等の決定）

第7条 本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じたときは、甲乙丙丁協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書4通を作成し、甲乙丙丁署名のうえ、各自1通を保有する。

令和 3 年 11 月 17 日

藤枝市岡出山1丁目11番1号

（甲）藤枝市
市長

北村正平

藤枝市藤枝4丁目7番16号

（乙）藤枝商工会議所
会頭

山田壽久

藤枝市岡部町岡部6番地の1

（丙）岡部町商工会
会長

鈴木秀樹

静岡市葵区昭和町2番地の1

（丁）静清信用金庫
理事長

佐藤徳則

「藤枝市Uターン・地元就職応援事業」の推進に関する連携協定書

藤枝市（以下「甲」という。）と藤枝商工会議所（以下「乙」という。）、岡部町商工会（以下「丙」という。）及び静岡県労働金庫（以下「丁」という。）は、「藤枝市Uターン・地元就職応援事業」の推進に関する連携及び相互協力について、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 本協定は、学生の進学を応援し、かつ県内外に進学した学生の地元企業への就職と定住を促進することにより、地域経済の担い手となる人材の確保と地元企業の活性化、若者の地元定着を図ることを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲、乙、丙及び丁は、前条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携し、積極的に協力する。

- （1）地域経済及び地元企業の担い手となる人材確保の推進
- （2）雇用等に関する地元企業の情報及び学生ニーズ等の提供
- （3）雇用・就職マッチングの推進
- （4）移住及び定住の促進
- （5）その他、甲、乙、丙及び丁が有益にして必要と認めること

（連携窓口等）

第3条 甲、乙、丙及び丁は、前条各号に掲げる事項を円滑かつ効果的に推進するため、それぞれ連絡調整に関する窓口を定め、協議を行うものとする。

（協定内容の変更）

第4条 甲、乙、丙又は丁のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行う。

（秘密保持）

第5条 甲、乙、丙及び丁は、本協定に基づく活動において知りえた秘密情報について、厳に秘密を保持するとともに、協定期間中、協定期間終了後を問わず、漏洩してはならないものとする。ただし、他の協定当事者が自ら公表した場合又は第三者に対する開示について事前に他の協定当事者から文書による同意を得た場合は、この限りではない。

2 第2条の各号に定める活動の具体的な実施に関する情報の開示及び秘密の保持については、甲乙丙丁協議し、別途定めるものとする。

（期間）

第6条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲、乙、丙及び丁が書面により特段の申し出を行わないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（疑義等の決定）

第7条 本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じたときは、甲乙丙丁協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書4通を作成し、甲乙丙丁署名のうえ、各自1通を保有する。

令和 3 年 11 月 17 日

藤枝市岡出山1丁目11番1号

（甲）藤枝市
市長

北村正平

藤枝市藤枝4丁目7番16号

（乙）藤枝商工会議所
会頭

山田壽久

藤枝市岡部町岡部6番地の1

（丙）岡部町商工会
会長

鈴木秀樹

静岡市葵区黒金町5番地の1

（丁）静岡県労働金庫
理事長

古川正明

「藤枝市Uターン・地元就職応援事業」の推進に関する連携協定書

藤枝市（以下「甲」という。）と藤枝商工会議所（以下「乙」という。）、岡部町商工会（以下「丙」という。）及び大井川農業協同組合（以下「丁」という。）は、「藤枝市Uターン・地元就職応援事業」の推進に関する連携及び相互協力について、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 本協定は、学生の進学を応援し、かつ県内外に進学した学生の地元企業への就職と定住を促進することにより、地域経済の担い手となる人材の確保と地元企業の活性化、若者の地元定着を図ることを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲、乙、丙及び丁は、前条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携し、積極的に協力する。

- （1）地域経済及び地元企業の担い手となる人材確保の推進
- （2）雇用等に関する地元企業の情報及び学生ニーズ等の提供
- （3）雇用・就職マッチングの推進
- （4）移住及び定住の促進
- （5）その他、甲、乙、丙及び丁が有益にして必要と認めること

（連携窓口等）

第3条 甲、乙、丙及び丁は、前条各号に掲げる事項を円滑かつ効果的に推進するため、それぞれ連絡調整に関する窓口を定め、協議を行うものとする。

（協定内容の変更）

第4条 甲、乙、丙又は丁のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行う。

（秘密保持）

第5条 甲、乙、丙及び丁は、本協定に基づく活動において知りえた秘密情報について、厳に秘密を保持するとともに、協定期間中、協定期間終了後を問わず、漏洩してはならないものとする。ただし、他の協定当事者が自ら公表した場合又は第三者に対する開示について事前に他の協定当事者から文書による同意を得た場合は、この限りではない。

2 第2条の各号に定める活動の具体的な実施に関する情報の開示及び秘密の保持については、甲乙丙丁協議し、別途定めるものとする。

（期間）

第6条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲、乙、丙及び丁が書面により特段の申し出を行わないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（疑義等の決定）

第7条 本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じたときは、甲乙丙丁協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書4通を作成し、甲乙丙丁署名のうえ、各自1通を保有する。

令和 3 年 11 月 17 日

藤枝市岡出山1丁目11番1号

（甲）藤枝市
市長

北村正平

藤枝市藤枝4丁目7番16号

（乙）藤枝商工会議所
会頭

山田壽久

藤枝市岡部町岡部6番地の1

（丙）岡部町商工会
会長

鈴木秀樹

藤枝市緑の丘1番地の1

（丁）大井川農業協同組合
代表理事組合長

増田政光